

在留邦人の現地保護政策と日本陸軍

——山東出兵（一九二七—二八年）をめぐる——

佐藤元英

はじめに

昭和二年四月十七日、若槻内閣は、台湾銀行救済緊急勅令案が、枢密院本会議で否決されたことを直接の理由として総辭職した。しかし、伊東巳代治顧問官の枢密院本会議における若槻内閣弾劾の演説は、諮詢事項である台湾銀行救済案の可否を論ずるよりも、南京事件に関する「幣原外交」の対処を「軟弱」「失敗」であると攻撃し、「我对支外交ノ無方針ニシテ、居留邦人ノ保護行届カザル為、多年支那ニ在リテ刻苦努力シ来リタル居留民ハ、暴民ノ掠奪ニ遭ヒテ其ノ財産ヲ喪失シ（中略―筆者）又貿易関係ニ於テハ、商取引ハ一切中止シ、支那ニ対スル輸出ハ全然杜絶シテ、関西方面ノ製造業者ハ、其ノ工場ヲ閉鎖セントスル惨状ヲ呈シ居レリ、現内閣ハ一銀行一商店ノ救済ニ熱心ナルモ、支那方面ノ我が居留民及対支貿易ニ付テハ何等施ス所ナク、唯々我等ノ耳ニ達スルモノハ、其ノ慘憺タル暴状ト、而シテ政府ガ彈圧手段ヲ用イテ、之等ノ報道

ヲ新聞紙ニ掲載スルコトヲ禁止シタルコトナリ」と論難した。「幣原外交」が非難されたのは、權益が危殆に瀕し在留邦人の生命財産がおびやかされたにもかかわらず何の積極的具體策も施さなかった、中国が赤化されつつあるのに何らの対策も立てなかったという点にあった。

続いて登場した田中内閣は、对中国政策の刷新を求められたわけであるが、具体的には蔣介石の率いる国民革命軍の北伐にいかに対処すべきか、すなわち満州の「特殊權益」擁護と在留邦人保護が緊急課題であった。田中義一首相は政友会総裁として、「東亜の盟主たる我帝国は飽くまで大局保全の見地に立ち、帝国の自衛と權益の擁護を全うする為め、対支外交の刷新を期せなければならぬ」と言明し、特に「滿蒙特殊地域の治乱に寸刻も注意を怠らざる所以」を強調しており、満州を「我領土タル朝鮮ニ接続スルヲ以テ軍事上政治上ニ於テモ容易ナラザル關係ヲ有スル」特殊地域とし、「特殊權益」の擁護拡大をはかろうとしたのである。⁽²⁾従って田中の「対支政策綱領」に明示された「滿蒙分離政策」とは、満州における日本の自衛のための「特殊地位」を確立することと、産業

立国のための「特殊權益」を擁護拡大することにあつた。そして、それを実現させるために田中は、満州における擾乱要因である共產主義の侵透阻止、張作霖政權擁立による治安維持が必要不可欠であるとの認識を持つていた。

本稿は、在留邦人の現地保護の目的で断行された山東出兵について、田中内閣の政策決定過程と陸軍による軍事行動経過を分析し、陸軍による政治介入の一面を説明しようとするものである。⁽³⁾

一、第一次山東出兵と済南進兵の決定過程

昭和二年三月末、国民革命軍は長江一帯を占領し、戦局の影響が北京・天津（京津地方）方面にも波及するきざしを見せた。そのうえ四月初旬、張作霖によるソ連大使館構内搜索事件が起こり、中ソの關係は著しく悪化し国交断絶の危機をもたらすと、華北における在留邦人の安否が憂慮されるに至り、満州方面への影響も危惧されはじめた。京津地方における当時の在留邦人は北京一、五八六名、青島一万三、六二一名、済南二、二二三名、天津六、七四六名、合計約二万四千名、投資総額は約二億円に達するとみられていた。⁽⁴⁾このうち済南だけは他の外国租界もしくは準外国租界と異なり、中国側の自開商埠地であり、一切の行政権警察権は中国側官憲の掌中であつて、外国側官憲の干渉を許さなかつた。⁽⁵⁾従つて済南は当然列国が軍事的勢力の及ぼし得る地域ではなかつ

た。そこで藤田栄介在済南総領事は四月八日、幣原喜重郎外相に対して、在留邦人約二千人の生命安全を計るためには、全員現地を引き揚げる以外にないと電報し、政府の具体策を請訓した。⁽⁶⁾幣原外相は、在留邦人の引き揚げが必要となつた場合は、一時青島に避難させて、海軍力によつて保護する計画を立てているが、時局の見極めを俟たず、在留邦人の引揚げを行えば、満州方面の在留邦人の人心を不必要に動揺させる恐れがあり、軽々しく引揚げ手段という非常措置に出ることのないように訓令した。⁽⁷⁾イギリスも北伐軍の京津地方に及ぼす影響を苦慮し、四月十五日、日本とアメリカに対して華北への共同出兵を提議したが、これに対しても幣原外相は、内政不干渉主義、在留邦人の引揚げ保護主義から、イギリスの提案した共同出兵を拒否した。

しかし、四月十六日、外務省において満州及び華北の警備方法に関する外務陸軍両省の担当官會議が行われた際、谷正之外務省亜細亞局第一課長は次のように述べている。華南における日本の利益は貿易と投資による「移動的利益」であり、これに反し華北及び満州における日本の利益は鉄道その他「固定的利益」である。特に満州における利益についてはすでに二度にわたる流血の犠牲を払い、将来においても如何なる犠牲を払つてもこれを守らんとする決意が内外にある。また在留邦人についても華南は二、三万人であるのに対し、満州には朝鮮人を含めて七、八〇万人以上に及び、満州より在留邦人全員を引揚げることは華南と異なる事実上不可能である。従つて「自分ノ希望トシテハ満州ニ於テ出来得

ル限り現状ヲ持續シ日本居留民ノ保護我方財産利益殊ニ Vested interest
ノ保護及滿蒙政策ニ関スル日本ノ外交上ノ威信ヲ損セサラムコトヲ希望
スル⁽⁸⁾。すなわち谷課長は、外務省の基本方針としていた在留邦人の引
揚げ保護政策は、かつて行われた華南の場合と異なり事実上不可能であ
ると認識している。また満州の「特殊權益」は、あくまでこれを維持し
なければならぬが、軍隊の派遣による保護はできるだけ控え、中国側
の兵力を以て保護を約束させなければならぬと主張した。さらに林桂
陸軍省軍務局軍事課長の濟南出兵の意見について谷課長は、満州に対す
る緩衝地帯として濟南を守ることは一応もつともであるが、「此ノ方面
ニハ斯ノ如キ大兵派兵ノ云ヒ懸リナク右出兵ニ依リ南軍ノ北進ヲ遮ル結
果トナルニ於テハ支那全国民ヲ『アンタゴナイズ』スル虞アリ慎重考慮
ヲ要スヘシ」と述べた。この会議は陸軍の警備対策を立案するため外務
省の希望を聴取することに主点が置かれ、何らその場で決定された事項
はなかったが、外務省の政策立案の立場にある亜細亜局の態度に注目す
べきで、外務省内部においても現地保護を積極的に認める意見もあつた
わけである。

四月二十日、田中内閣が成立したが、田中首相兼摂外相も、幣原前外
相と同様にイギリス側の共同出兵には応ずる意思のないことを返答し
た⁽⁹⁾。しかし五月初旬、いよいよ国民革命軍による華北への進攻が開始さ
れると、日本国内では陸軍を中心に、在留邦人の保護についていかに措
置すべきかという方策が論議された。五月二十四日の閣議において白川

義則陸相は、華北の戦局が次第に拡大して、北軍にきわめて不利な状況
であることを報告し、在留邦人の生命財産保護対策を早急に考えておく
必要があると述べた⁽¹⁰⁾。そして閣議終了後、田中首相兼摂外相は白川陸相
及び岡田啓介海相と対策を協議し、南京・漢口事件のような惨事を再び
繰り返さないように、機宜の処置をとることに意見の一致をみた⁽¹¹⁾。この
外務省、陸軍省、海軍省の間に一致した方針を受けて、その日の午後、
さらに外務省において、木村鋭市外務省亜細亜局長、阿部信行陸軍省軍
務局長及び左近司政三海軍省軍務局長が、具体的措置案について協議を
重ね、事前に軍隊を濟南に派遣して在留邦人の保護に当らせるといふ計
画書、「濟南方面居留民保護ニ関スル件」⁽¹²⁾を作成した。さらに五月二十
五日には、陸軍省より外務省へ、「山東及北京方面派遣兵数等ニ関スル
陸軍案」⁽¹³⁾が提出された。また同日、外務省亜細亜局と陸軍省軍務局との
協議の結果、「濟南方面派遣軍ノ行動ニ関スル件」が決定され、濟南は
單純な中国の自開商埠地であつて、外国租界ではないという配慮から、
派遣軍の行動に関して特に注意を要する点として次の六項目がまとめら
れた。

濟南方面派遣軍ノ行動ニ関スル件

濟南ハ單純ナル支那自開商埠地ニシテ外國租界ニ非ス從テ同地方ニ派
遣セラルヘキ軍隊ノ行動ニ付テハ租界等ニ於ケルモノニ比シ更ニ一層
ノ制限ヲ受クル次第ナリ即チ

(イ) 派遣軍ハ一定ノ地域ヲ占領スルモノニ非スシテ単ニ同地方在留

邦人ヲ要所ニ集結シテ之ニ保護ヲ加フルモノナルコト

(ロ) 派遣軍ハ軍事占領ノ場合ト異リ徵発等占領ニ伴フ行為ヲ行ハサルコト

(ハ) 派遣軍ハ其ノ防備範圍以上ニ特定地帯ヲ定メサルコト

(ニ) 派遣軍隊、軍需品其ノ他軍関係ノ鉄道輸送ニ付テハ一応鉄道当局ト交渉ノ上其ノ了解ヲ得ルニ努ムルコト

(ホ) 山東鉄道沿線ノ警備兵ハ専ラ軍ノ後方連絡ノ為ニスルモノニシテ同鉄道ノ警備其ノモノハ原則トシテ支那側ノ担任スルコトヲ建前トスルコト

(ヘ) 派遣軍撤退ノ時機ニ付テハ派遣軍司令官並在濟南總領事ノ報告ニ基キ中央ニ於テ之ヲ決定スルコト⁽¹⁴⁾

出兵ノ目的は、もちろん濟南の在留邦人の保護にあつたわけであるが、派遣軍を一旦青島に駐留させ、中国側の形勢次第によつて、改めて濟南進兵を決定することとされており、濟南進兵の場合には、濟南が中国の自開商埠地であつて、外国租界ではないということを充分考慮し、在留邦人を要所に集結させ、派遣軍の任務をその保護のみに制限することが取り決められた。五月二十六日には首相官邸において、田中首相兼摂外相と白川陸相との間に濟南派兵に関する協議が行われ、ここでは先述の外務陸軍両省の担当官レベルの取り決めを、さらに閣議に提議する政策事項として、内容についても明瞭に確認したのである。すなわち田中首相兼摂外相は、出兵に際しては派遣軍を一旦青島に留め、濟南への

進兵は山東戦局の変化いかに応ずるといふ条件をつけ、また派遣軍の行動に關しても、内政干渉にわたらないように厳格な規制を加えたのである。⁽¹⁵⁾

田中首相兼摂外相と白川陸相との間の協定事項は、五月二十七日、閣議において承認されたが、それと同時に、現地の形勢が急に悪化したため、既定方針に従い出兵を断行することに決定し、翌二十八日、「青島派兵声明書」⁽¹⁶⁾を發表した。なお、田中首相兼摂外相は、この声明發表の前日、五月二十七日、英米仏伊の四カ国代表を外務省に招致して、山東出兵の理由を説明し、田中首相兼摂外相は、繰り返し「中国における出来事は中国人自身によつて解決させるべきであるが、ただ在留邦人の保護に關しては充分なる措置を講ぜざるを得ない」と主張し、青島派遣の軍隊を濟南に進めなければならぬ事態が発生する場合には、その時機に至つて改めて説明することを伝えた。⁽¹⁷⁾ こうした政府声明の發表及び各国に對する事前説明のほかに、田中首相は陸軍省より青島派兵に關して「既に發表せられた通り、此度廟議を以て濟南方面に在る帝國臣民は其の儘其の場所で出来るだけ動揺せしむることなく保護を全くする方針を立てられ、之に應じて陸軍の少数部隊を先ず青島迄派遣し置くことなり」⁽¹⁸⁾ という談話を發表させた。以上が第一次山東出兵決定の経過であるが、派遣軍は青島においてその後の戦局を濟南進兵にそなえて慎重にうかがっていたのである。

六月中旬、山東地方の戦局は、いよいよ南軍に有利に展開し、六月十

七日、白川陸相は閣議において、華北の險悪な状況を説明し、青島派遣軍を済南に進出させるよう求めた。しかし、この時点においても田中首相兼摂外相は、済南及び青島の総領事の情報、つまり「山東方面ニ於ケル一般ノ形勢ハ山東軍ニトリ特ニ急迫セルトハ認め難キ次第ナリ」⁽¹⁹⁾との現地総領事の情報に基づいて、白川陸相の主張した済南進出に反対したのである。ところが、済南方面において戦禍の波及による在留邦人の安全が危ぶまれ、青島済南間の交通、通信が遮断されるといふ事態に及んで、七月四日、藤田榮介在済南総領事は、田中外相に対して青島派遣軍（郷田旅団）の至急済南進兵を稟請した。⁽²⁰⁾田中首相兼摂外相はこれを受けて、七月六日、派遣軍を済南に進出させることに決定し、その済南進出決定の趣旨を内外に表明するため、同日「声明書」⁽²¹⁾を公表するとともに、青島派兵の際と同様に、英米など主要列国に対して、済南進兵に関する日本側の真意、在留邦人の保護のためにやむを得ない処置であると説明したのである。

その後七月十日、青島と済南の交通、通信が回復されると同時に済南は平静に帰し、そのうえ、七月中旬より八月上旬にかけて、青島、済南、天津を視察していた谷正之亜細亜局第一課長より、平静に戻った現地の情況報告と、そのまま軍隊を駐兵することは悪影響を招く恐れがあるとの意見具申もあり、田中首相兼摂外相は、八月三十日、派遣軍に対して帰還を命じた。同日、「声明書」⁽²²⁾を発表して撤兵の趣旨を表明するとともに、将来兵乱の禍害が再び在留邦人に及ぶ虞がある場合には、機

宜自衛の措置をとると北京政府及び国民政府へ警告した。

以上のように第一次山東出兵は、単なるイギリスの共同出兵の要請に追従した決定という性格ではなく、日本独自の判断、しかも現地総領事の情況報告を重視した、きわめてきめこまかい外務省と軍部の打合せを行った上での決定であった。特に第一次山東出兵には、青島派兵決定に至るまでの段階と、その後の済南進兵の決定という二段階があったということが重要で、それだけ済南進兵は慎重に決行されたといえる。

馬場明「第一次山東出兵と田中外交」において、すでに論じられており、田中による在留邦人の現地保護という山東出兵の意図には、北伐の満州への波及阻止という目的も含まれていたが、陸軍の伝統的な張作霖擁立策の一環として、蔣介石の北伐を阻止する目的から出兵を断行したわけではなく、田中の構想としては、日本が蔣介石による反共産主義政府の下での中国統一を認めるかわりに、蔣の側からも張作霖を東三省の主権者と認めさせ、蔣と張との妥協を成立させることによって、その間に満蒙における「特殊權益」をめぐる取引を行おうという考えを持っていた。その意味で山東出兵は、北伐の阻止だけを目的とするものではなく、満州地方政権を温存するための援張策とともに、反共を標榜する蔣介石による中国本土統一を支持するという、援蔣策の含みもあつたといえる。⁽²³⁾右で述べた山東出兵の慎重な決行は、こうした田中の意図を裏づけるものである。しかし、山東出兵の結果としてたらされたものは、蔣介石の北伐の挫折であり、張作霖勢力の回復であったことは否

定できない。田中の意図に反して援蔣策の含みをもたせることができず、単に陸軍の伝統的援張策を実施したこととなり、逆に蔣介石の反感をまねく形となった。そして、在留邦人の現地保護政策実施への陸軍の参加は、その後の積極的対中国政策、特に「満蒙問題」解決政策への陸軍の関与をさらに助長させるきっかけとなったことは否めない。それは第二次山東出兵において露頭することとなる。

二、第二次山東出兵の決定過程と済南事件

第二次山東出兵の決定は、結論から述べて第一次山東出兵のときほど慎重には行われなかった。昭和三年北伐が再開され、国民革命軍が再び済南に迫りつつあった状況において、四月十六日、酒井隆済南駐在武官は、鈴木莊六参謀総長へ出兵を要請した。⁽²⁴⁾ 参謀本部編『昭和三年支那事变出兵史』(四一—四二頁)によれば、藤田在青島総領事及び西田畊一在済南総領事代理も出兵による在留邦人の現地保護を要請したとされているが、その事実は現存する外務省所蔵記録には見当たらない。翌四月十七日の閣議において、白川陸相は「出兵ノ時機ニ到レル」と提議し、その結果、出兵の時期及び方法については陸軍と外務の両省において協議することに決定された。⁽²⁵⁾ しかし、戦場が済南及び膠済鉄道沿線に移転する可能性が強まったとの現地からの状況報告に基づいて、四月十九日、閣議において内地より歩兵八大隊(約五千名)を青島を経て直接膠

済鉄道沿線に派遣し、在留邦人の保護にあたらせることに急遽決定した。⁽²⁶⁾ 同日、鈴木参謀総長より白川陸相へ伝達された允裁には、「第六師団長ハ青島ニ上陸シ爾後済南及膠済鉄道沿線ノ要地ニ於ケル帝国臣民ノ保護ニ任スヘシ」と述べられていた。山東出兵の決定は酒井駐在武官より要請のあった日からわずか三日後のことであり、しかも第一次山東出兵のときのように、派遣軍を一旦青島に駐屯させ、済南は外国租界ではないという配慮からさらに現地での状況判断を待って済南へ進兵を決定したというような、外務省と陸軍が緻密な情報を取り交しながら決定した経過が全くみられず、直接済南出兵を行ったのである。しかも現地総領事の報告、状況判断が考慮された跡もみられない。さらに出兵に関する対外的な政府声明も出兵と同時にわれ、列国に対する事前説明は行われなかった。こうした第二次山東出兵による済南派兵の急速決定について、四月二十五日付の「朝日新聞」社説は、「外交抜きの出兵を無造作にやることは、無策を通り越した無謀である」と痛烈に批判した。

第二次山東出兵の決定の際、鈴木莊六参謀総長は、福田彦助第六師団長に対して「国家及国軍ノ威信ヲ保持スル為若ハ任務達成上必要ナル場合ニ於テハ武力ヲ使用スルコトヲ得」⁽²⁸⁾との指示を与えた。この発言は、在留邦人の保護を第一目的とすることよりは、まさに軍の威信を保持することが強調されていた。斎藤隆少将の指揮する歩兵第十一旅団の先遣部隊は、四月二十六日午前二時半に済南に到着、二十七日に警備計画案を作成し、在留邦人保護について次のように述べているが、この斎藤少

將の行動は、後に福田師団長より消極的対応であるとの批判を受けることとなる。

警備計画附録 齋藤少將

濟南居留民ノ生命財産保護ニ関スル方案

濟南居留民ノ生命財産ヲ保護スルニ関シ最モ必要ナルハ南北兩軍ノ混亂ヲ濟南商埠地及此附近ニ起サシメサルニアリ何トナレハ最モ避クルヲ要スル掠奪凌辱カ相手不明ニシテ作戦的ニモ外交的ニモ確實性ヲ失フヲ以テナリ故ニ速ニ北軍ノ退却ヲ指導シテ商埠地及此附近ヲ撤退セシメ南軍ノ追撃ヲ緩徐ニ実施セシメ兩者殆ント行軍縦隊ヲ以テ成ル可ク商埠地外ヲ通過セシムルニ在リ

又商埠地ハ租借地ニ非ラス絶對禁止ハ外交上ノ非難ヲ免レス此際我ハ自衛的消極処置ニ止メ以テ高等政策上有利ノ立場ヲ占ムルヲ可トス又敗乱若クハ戰勝軍隊ノ矢面ニ立チ塞カリ之カ絶對ニ遮断スル時ハ戦禍却テ商埠地ニ及フヘシ濁流ハ須ク道ヲ造リテ排出スルニ如カス一旦事アリテ後ハ商埠地全部ヲ遮断シ絶對進入禁止区域トナス必要極メテ大トナルヘシ斯ノ如クシテ判然兩者ヲ區別シ得ハ爾後我ヲ犯スモノハ其一ナルヲ以テ対策モ外交モ容易ナリ断乎トシテ處置スル目標モ定マリ張り合モアルヘシ

又兩軍ノ申シ入レハ我任務達成上支障ナキ限りハ之ヲ納レ我平和愛ト南北一視公明正大ナル態度トヲ知ラシムルコト殊ニ必要ナリ
斯ク迄盡シ斯ク迄正明ノ態度ヲ以テシ内ニ十分ノ準備ト腹トヲ極メ受

ケテ立チ立タハ常ニ機先ヲ制シ毫モ許スナク彼ニ一点辨解ノ餘地ナカラシムルコトハ実ニ我採ルヘキ策案ナリト信ス⁽²⁹⁾

五月三日、いわゆる濟南事件が発生した。香月清司陸軍省兵務課長の「濟南事件ニ関スル調査報告」⁽³⁰⁾によれば、邦人吉房長平の経営する満州日報取次販売店に革命軍兵士約三十名が侵入し、掠奪を行った事件が発端となつたとされているが、事件の真相は諸説紛々として判明していない⁽³¹⁾。いづれにしても五月三日の日中兩軍の小衝突は、その日のうちに一応収まった。しかし、参謀本部は福田師団長に対し、「南京事件ノ行掛リモアリ此際国軍ノ威信ヲ傷ケサル如ク考慮ヲ望ム」⁽³²⁾と電報し、事態の發展にともない内地より徹底的に増兵する意向を伝え、この際断固たる処置を執るよう命じた。この電報を福田師団長は、五月三日の戦闘を臨時停戦させた後受領したが、在留邦人の保護を名目に「日本が支那問題に一步を進むる」⁽³³⁾好機と考へた。そして徹底的に国軍の威信を宣揚すべく、部隊の集結と彈藥糧秣の整備にとりかかり、わずか三日の間に十日間分の戦闘に耐える準備を完了させた。五月四日、鈴木参謀総長は福田師団長に対し、「支那トノ停戦ハ国軍ノ威信ヲ顕揚シ禍因ヲ根絶スルカ如キ条件ナルヲ要ス」⁽³⁴⁾との指示を与へた。第六師団の黒田参謀長及び菊地参謀が中心となつて蔣介石への提示条件の原案作成にとりかかった。同日、政府は緊急閣議を開催し、一個旅団の派遣を決定、白川陸相は鈴木参謀総長に対して、政府は今後増兵する場合は大々的に出兵する意向であることを告げたが、これを受けて南次郎参謀次長は、五月五日、福

田師団長に對して「今回ノ事件ヲ有耶無耶ニ了サル様(省略)左記要求ヲ満足セシムル方針ニテ軍事的見地ノ下ニ軍權ノ手ニ於テ解決スル様交渉アリ(35)」と指示した。こうした參謀本部を中心とする陸軍中央部の積極的支援を背景として、福田師団長は國民革命軍に對する軍事干渉を開始した。ところで陸軍中央部が強硬策を決断したのは現地の戰鬪状況に關する誇張された情報によるところが大きく、特に酒井駐在武官の電報は陸軍中央部のみならず、朝鮮派遣軍及び関東軍に對しても相当危機感を煽った。折から北京公使館へ打合せのため、五月三日奉天を出發、天津を経て四日北京に到着した林久治郎在奉天總領事は、公使館に四日間滞在したが、「其の間芳沢公使の仕事を傍から觀て居ったが、濟南からの情報(36)が、六日に至るまで着かなかつたので非常に不便を感じた。軍からの情報は正確を欠く所があるので、宣伝等にはかなり不便なものがあつた。又虐殺の程度が非常に誇張して報告せられたので、之に對する善後処置を執るに當つても、各方面からの濟南に於ける軍隊に對する非難等の為に、更に処置を誤まらしめたる嫌がないではないと思ふ様な節が其後思い合された」と漏らしている。五月三日の事件勃發後から四日にかけての酒井電報のもたらした情報の主なものを挙げれば次のとおりである。

「各方面戰況漸次激烈トナル蔣介石ノ力ニテ支那兵ノ取締出來ス、日本ハ断乎タル処置ヲ採ルヲ要ス」(酒井より陸相宛五月三日午後二時三十五分發電報)

「各方面ノ銃声熄マス形勢重大化スル惧アリ」(酒井より陸相宛五月三日午後三時四十分發電報)

「情報ニ依レハ商埠地東部館駅街方面ノ日本人ハ支那兵ノタメ虐殺セラレツツアリト同地ハ守備線外ナリ日本人ハ此際区々タル外交的辞令ニ誤マラルルコトナク断乎タル出兵ト報復手段トヲ講スル必要アリ此衝突ハ仮令一時鎮マルトモ南軍ノ排日的態度ハ鞏固ナル一撃ヲ与フルニ非レハ到底治マルモノニ非ス本夜軍隊ハ危険ナル市街戦ヲ続行スルノ已ムナキ見込ナリ」(酒井より陸相宛五月三日午後三時五十分發電報)

「午後五時頃迄ニ各方面ノ銃声尚熄マス、領事館ト東商埠地トノ連絡尚出來ス死傷者將校三下士卒約三十二達セル如シ

家屋内ヨリノ銃撃尚絶エズ今夜ハ更ニ激シクナル見込

狀況如何ニ拘ラス支那側ノ外交的辞令ニ迷フコトナク処置セラレタシ山東鐵道一、二破壊ノ箇所アリ天津方面ヨリノ救援ハ裝甲列車(張宗昌軍ニ五ヶアリ)ヲ以テ突破スルコト可能ナリ

濟城ニ在ル張宗昌軍ニハ鉄甲車五アル管速ニ之等裝甲列車ヲ以テ濟南救援方努力アリ度」(酒井より陸相宛五月三日午後四時四十五分發電報)

「濟南ニ於ケル市街戦ハ益々困難ノ状態ニ入り師団司令部旅団司令部間ノ電話線ハ切断セラレ各地区毎ニ獨立シテ戰鬪ヲ続ケツツアリ居留民ハ支那軍ヲ武装解除シタル銃器ヲ携エ応戦シツツアリ今夜ハ益々危

陰ノ度ヲ加フベシ」(酒井より陸相宛五月三日午後六時十分発電報)

「日暮レ前ニハ銃声尚巴マズ東地区ニ於テハ歩兵第十三連隊未タ到着セズ敵軍砲兵ノ為天津歩兵隊二名即死セリ成ル可ク速ニ有力ナル急援隊ヲ派遣セラルルヲ要ス以上ノ状況ハ各新聞ニモ発表セラレ度旨新聞記者団ヨリモ依頼アリ」(酒井より陸相宛五月三日午後八時三十分発電報)

「朝參七、濟南酒井少佐三日発ノ電報ヲ綜合シ同官ノ依頼ニヨリ念ノ為メ転電ス

一、日本支那軍隊ノ衝突依然継続シアリ形勢重大化スル恐れアリ市内混乱師団ト酒井ト連絡取レズ

二、師団ハ支那側ト停戦ヲ交渉シアルガ如キモ停戦ノ実現ハ却テ危険ナリ

三、情報ニ依レバ商埠地東部方面ノ邦人ハ支那兵ニ虐殺セラレツツアリト

同地ハ守備線外ナリ日本ハ此ノ際断乎タル報復手段ヲ講スルノ必要アリ、此ノ衝突ハ一時鎮マルトモ南軍ノ排日態度ハ鞏固ナル一撃ヲ与フルニ非レバ到底止ムモノニアラズ

四、本夜市街戦続行已ムナキ見込」(朝鮮軍参謀長より陸軍次官宛五月三日午後一〇時七分発電報)

「濟南事件ノ直接動機ノ如何ニ係ハラズ南京事件以来益々増長セル南方革命軍ノ日本ニ対スル侮蔑心ト排斥觀念トニ基ケルコト疑ナク此ノ

風潮ハ今ヤ南北ヲ通シ全支那ニ彌漫シアリ殊ニ這次ノ事件ハ帝國軍隊ヲ相手トシテ演出セラレタル暴挙ナルヲ以テ姑息ナル解決ハ絶対ニ之ヲ排シ宜シク徹底的膺懲手段ヲ講シ遺憾ナク國軍ノ威武ヲ発揚スルノ処置ニ出ツルノ要アリト認ム」(関東軍司令官より陸相宛五月四日午後〇時〇分発電報)⁽³⁷⁾

福田師団長は、参謀本部の強硬方針を意図的に各旅団長に伝えなかつた。五月五日、師団幹部と南軍幹部との間に諒解事項が成立し停戦に至つたが、五月六日、黒田参謀長は福田師団長の命を受けて、西田畊一在濟南総領事代理に対し、軍としての要求二項、すなわち「一、今回ノ事件ニ関係アル直屬長官(賀耀祖第四十軍団長、方振武及調元)ヲ嚴罰ニ処シ且其ノ軍隊ノ武装解除ヲ行フコト 二、膠濟鉄道沿線二十支里間ニハ支那軍隊ヲ駐屯セシメサルコト」⁽³⁸⁾を中国側へ提出し、二十四時間以内ニ回答を求めると伝えた。西田総領事代理は、本件事件処理の交渉方法については外務本省に請訓する必要がある、また英米独等の領事に対する対応ぶりについても本省よりの指示を仰ぐ必要がある、本省よりの回訓が到着するまで武力的手段に訴えることのないように、前記二項の最後通牒を手交することを見合わせられたいと要望した。⁽³⁹⁾さらに福田師団長に対しても同様の申し入れをしたが、福田師団長は軍事上の時機に関することでもあり、この際一応強硬な態度に出しておく必要があると述べた。西田総領事代理の意見を無視し、五月七日午後四時、黒田参謀長は「彼ニ一打撃ヲ加フルニアラサレハ國軍ノ威信ヲ十分ニ宣揚

シ難キ⁽⁴⁰⁾」として、回答期限二十四時間以内を十二時間以内に改めて、趙世瑄に対して次のような要求書を提出し、回答を求めた。

- 三日迄ニ起リタル不祥事件ハ兩國ノ為殊ニ遺憾トスル処本司令官ハ累次声明セル如ク不偏不党ニシテ別ニ他意ナシ、然ルニ不意ニ乗シテ我軍ニ危害ヲ与ヘ邦人トシテ見ルニ忍ヒサル惨虐ヲ与ヘタルコトハ本司令官トシテ黙視スルニ忍ヒス本件に關スル一切ノ交渉ハ他日本国政府ヨリ為サルヘキ筋合ナルカ不取敢軍事上ノ危険ヨリ次ノ要求ヲ為ス
- 一、軍隊及日本居留民ニ危害ヲ加ヘタル支那軍隊ノ高級幹部ヲ嚴刑ニ処スルコト

- 二、危害ヲ加ヘタル軍隊ノ武装ヲ日本軍ノ面前ニテ解除スルコト
 - 三、今ヨリ十二時間以内ニ辛莊張家莊ノ軍隊ヲ立退カシムルコト
 - 四、排日気分ヲ助成スル宣伝ヲ為ササルコト
 - 五、濟南及膠濟鉄道ノ兩側二十支里以内ニ軍隊ヲ駐屯セシメサルコト⁽⁴¹⁾
- 結局中国側はこれに應ぜず、日本軍は時間切れの五月八日午前四時を期して、軍事行動を開始し、前黃屯方面における戦闘を皮切りに、濟南城四周の中国軍を駆逐したうえ、翌九日には濟南城内への総攻撃を開始した。その時、福田師団長は前述の斎藤旅団長の在留邦人保護の対応が消極的であると叱責し、福田師団長自ら旅団司令部に赴き強硬指揮をとった⁽⁴²⁾。攻撃は十一日まで続けられ、一般市民をも巻き込む大惨事となったのである。

福田師団長の要求内容及び七日午後四時から十二時間後のすなわち八

日午前四時までの回答期限に關しては、中国側のみならず日本側でも批判があつた。例えば芳沢謙吉駐華公使は次のように伝えている。

最近内地新聞ノ報道ニ依レハ日本ハ濟南事件解決ニ對シ損害賠償、謝罪、將來ノ保障ニ關シ支那側ト交渉スル由ナルモ元來濟南ニ於ケル第六師團ノ軍事行動ハ三、四日事件ニ對スル報復行動ト見做スヘク師團カ敵ヨリモ先ニ手ヲ出シタルコトハ縱令軍事上必要アルニセヨ支那側ヲ首肯セシムルニ足ラス、加フルニ支那側ノ死傷ハ日本ヨリ多数ナルヲ以テ師團ノ要求セル五個條ノ如キハ自然本件ヲ以テ帳消シトナル可シ

謝罪及損害賠償ノ如キハ最早大ナル問題ニアラス、日本ハナルヘク早ク濟南事件ヲ解決スヘク米國及其他ノ輿論ヲモ考ヘ、事滿蒙問題ニ關セサル限り讓歩モ差支ナシ⁽⁴³⁾

こうしてみると、第二次山東出兵の決定は、第一次出兵の時ほどの慎重さがなく、しかも列国に対する事前説明も行われず、特に濟南派遣軍の行動は全く異つた。第一次出兵の際には完全に総領事の状況判断の下に決定され、しかも濟南は自開商埠地にして外国租界ではないとの配慮から、前述のように「濟南方面派遣軍ノ行動ニ關スル件」において、「派遣軍ハ一定ノ地域ヲ占領スルモノニ非ス」と決定され、単に在留邦人を要所に集結して保護するという、派遣軍に対する行動の制限を厳しく規定していたが、第二次山東出兵の場合は総領事の権限、判断、意向を無視する形で、在留邦人の保護を第一目的とするよりは、軍の威信、

威武を主張して、まさに直接蔣介石との外交交渉にまで立ち入る態度をとり、しかも濟南城の占領を行ったのである。いわゆる濟南事件の戦闘には二つの局面、つまり五月三日の日中兩軍の小衝突と、八日より十一日まで行われた日本軍の濟南城内占領のための一般人を含む無差別攻撃という二つの局面があったが、⁽⁴⁴⁾その意図的な戦闘の拡大は、まさに現地からの唯一の情報源となっていた酒井駐在武官の電報があまりにも誇張されて陸軍中央部に伝えられたがため、陸軍中央部の強硬策を煽り、第六師団司令部は陸軍中央部の指示に基づいて、在留邦人の保護という目的を逸脱した軍独自のメンツ、「日本軍の威武」を保つための行動に出たのであった。

三、「五・一八覚書」交付と満州地方の治安維持

北伐軍は濟南において、日本軍の強烈な阻止にあったが、迂回して北京へ向けて進撃を続けた。いよいよその影響が満州へ及ぶという危機をむかえて、日本政府は、五月十五日及び十六日にわたり「満州地方ノ治安維持ニ関スル措置案」⁽⁴⁵⁾を討議した。その際、張作霖及び蔣介石に外交機関を通じて「覚書」を交付すること、「覚書」交付に当って、戦乱が京津地方に進展した以後は、南北何れの部隊たるを問わず、武装軍隊の満州出入を阻止すべき決心があることを明瞭に説明すること、などが申し合せ事項として纏まった。そして五月十六日、「支那南北兩軍ニ交付

スヘキ覚書」が閣議決定された。

支那南北兩軍ニ交付スヘキ覚書（五月十六日閣議決定）

永年ニ互ル支那戦乱ノ結果一般国民ノ生活ハ極度ノ不安ト困憊トニ陥リ支那在留外国人亦居ニ安シシ業ニ從フニ由ナキ狀況ニ有ルヲ以テ戦乱カ一日モ速ニ終熄シ統一セル和平ノ支那ヲ見ルニ至ラムコトハ外人ノ均シク熱望スルトコロニシテ殊ニ支那ノ隣邦トシテ利害關係特ニ深キ帝国ノ翹望シテ措カサル所ナリ然ルニ今ヤ動乱京津地方ニ波及セムトシ満州ノ地モ亦將ニ其ノ影響ヲ蒙ラムトスルノ虞有ルニ至レル処抑モ満州ノ治安維持ハ帝国ノ最モ重視スル所ニシテ苟モ同地方ノ治安ヲ紊シ若クハ之ヲ紊スノ原因ヲ為スカ如キ事態ノ發生ハ帝国政府ノ極力阻止セムトスル所ナルカ故ニ戦乱京津地方ニ進展シ其ノ禍乱満州ニ及ハムトスル場合ニハ帝国政府トシテハ満州治安維持ノ為適當ニシテ且有効ナル措置ヲ執ラサルヲ得サルコトアルヘシ然レトモ交戦者ニ対シ峻正中立ノ態度ヲ持スヘキ帝国政府ノ方針ニ至ツテハ固ヨリ何等変改無キ次第ナルカ故ニ右ノ如キ措置ニ出ツル場合ニ於テモ其ノ時機ト方法トニツキテハ兩者ニ対シ何等不公平ナル結果ヲ生スルニ至ラサル様周到ノ注意ヲ払フノ用意有ルコトヲ確言ス⁽⁴⁶⁾

この「覚書」は五月十八日、張作霖、蔣介石へそれぞれ交付されたが、同日、日本政府は閣議において、さらに「支那軍隊武装解除ノ主義方針」を決定した。

昭和三年五月十八日閣議ニ於テ決定セル支那軍隊武装解除ノ主

義方針

一、南北兩軍ニ対シテハ厳正公平ヲ表スルハ勿論ナリ

我國ノ滿蒙ニ関スル諸問題ヲ解決セサルヘカラス

右ノ顧慮ヨリ已ニ戦争ヲ交ヘタル混乱状態ノモノハ武装ヲ解除ス然レトモ広地域ニ互ルモノ全部ヲ実施スルコトハ出来サルヘシ

二、北方ノ勢力ヲ或ル程度ニ保有スルコトハ必要ナリ故ニ表面ハ南北兩軍ニ対シ絶對ニ厳正公平ナルモ其実行上ニ付テハ出先軍司令官ノ手加減ト腹芸ヲ要ス

又滿州ニハ反張作霖気分相当濃厚ナルモノアリ從テ是等反張分子ニヨリ騒乱起リ治安ヲ破壊スルコトナシト限ラス之カ為ニモ奉天派ノ勢力保持ヲ必要トス夫故ニ北軍カ無難ニ引上クルコトハ望マシキコトナリ

三、張作霖ノ下野ヲ強制スルノ意図ナシ併シ又強テ作霖ヲ支援スルノ意図ナシ要ハ作霖ノ進退ハ自然ニ委シ北方勢力ハ維持セシムルニ在リ⁽⁴⁷⁾

このときの閣議における意見交換では、田中首相は、南北兩軍に対して公平に行動すべきことは勿論であるが、日本の「滿蒙問題」の解決上「一考ヲ要ス」、奉天軍中正々堂々と関外に入るものに対しては武装解除を要せずと述べた。⁽⁴⁸⁾そして「滿蒙問題」の解決ということから考えれば、張作霖政権の温存が日本側にとって好都合であると主張しており、田中首相の考えの中には依然張作霖策があった。また、白川陸相は「滿蒙問題」

をこの際一氣に解決しようとするならば、兵力の増強が必要であると強調したが、白川陸相の発言は、もはや在留邦人の財産生命を守るための現地保護政策を越え、滿州全体の治安維持、「滿蒙問題」の武力解決まで踏み出そうとするものであり、まさに滿州の政治経済問題に対する陸軍の介入を露骨に示していた。しかし、白川陸相による陸軍の兵力増派の主張には、他の全閣僚が反対し、特に岡田啓介海相は、日本の単独増派は英米列国との対立をまねくとして強硬に反対した。⁽⁴⁹⁾この中国軍隊の武装解除に関する閣議決定は相当議論紛糾があったと見え、特に立案過程において、陸軍の意向を受け入れた森恪外務政務次官と真っ向から対立した左近司政三海軍省軍務局長は、次のような意見を翌十九日有田八郎外務省亜細亞局長に送っている。すなわち左近司の意見は、滿州における日本の勢力扶植充実は死活に関する重大問題であり、既得権益の擁護拡大に努めるべきであることは勿論であるが、その方策は条約上の既得権益に立脚して行わなければならず、国際関係の失墜をまねき大乱の原因となる恐れがあるがごとき急激な發展策は大いに慎むべきであり、また滿州の治安維持も、日本の権益擁護上最も切望するところであるが、その方策のために何等条約上の権益に立脚することなく、「滿州全体ヲ目的トシテ皇師ヲ進メ武断的高圧策ヲ敢行セン」とすれば、第三国より強烈な非難を浴びることになると警告しており、そして「帝國ハ滿鉄沿線及附属地ノ治安維持上危急ニ際シ出兵スルハ条約上ノ権利ナリ故ニ北伐軍入滿シ危機切迫スルノ虞アラバ師団ヲ關東州及鉄道沿線ニ待機セ

シメ我權益ノ犯サレントスル場合直ニ自衛処置ニ出ヅルハ第三者ヨリ異議反対スベキ理ナシ然レドモ自衛權ノ発動ハ受動的ナルト權益擁護ハ条約上ニ依ル範圍ヨリ発スベク当初ヨリ滿州全体ヲ目的トシテ行フベキ理由ナシ⁽⁵⁰⁾と述べられている。

五月十八日の閣議決定「支那軍隊武装解除ノ主義方針」は、それより二日前の五月十六日、外務省亜細亞局と陸軍省軍務局との打合せによつてまとめられた「措置案（発表セサル案）」という起案文書を修正して決定されたものであるが、特に重要な点は、阿部軍務局長が強く主張した起案文書の第三項、張作霖に対する引退勧告の部分が、閣議では否決され完全に削除されたことである。

措置案（発表セサル案） 昭和三年五月十六日起案

一、最近ノ機会ニ北方ハ張作霖及南方ハ蔣介石等ニ外交機關ヲ通シテ別案覚書ヲ交付スルコト

二、右覚書交付ニ当リテハ和平ニ対スル希望ヲ略説スルト同時ニ戦乱一旦京津方面ニ進展シタル以後ニ於テハ南北何レノ部隊タルヲ問ハス武装軍隊ノ滿州ニ出入スルコトヲ阻止スヘキ決心ナルコトヲ明瞭ニ説明スルコト

三、右ノ外張作霖ニ対シテハ同時若ハ交付直後最近ノ機会ニ非公式ニ引退ヲ勧告スルモ若シ勧告ニ応セサル場合ニハ更ニ対策ヲ講スルコト

四、第一項覚書提出期ハ全般ノ情勢ヨリスレハ今日ヲ以テ既ニ其時期

ナリト認ム

五、北方軍隊ノ関外遁入及南方軍隊ノ追撃阻止又ハ武装解除ハ関東軍司令官ニ於テ北支駐屯軍ト協力シ適宜処理⁽⁵¹⁾ス

田中首相の内心は、中国本土は蔣介石に支配させ、滿州には張作霖を置いて、日本と提携親善の政治を行わせようと考えていたわけであり、武装解除の主義方針では、表面上南北兩軍に厳正中立という態度を取るにしても、実際的には張作霖に対しては、「出先軍司令官ノ手加減ト腹芸ヲ要ス」と述べており、暗に援張策をほのめかし、日本にとってはなお張作霖を中心とした奉天派の勢力保持を必要とする意向を示していた⁽⁵²⁾。しかも田中首相はこの時期、満鉄社長の本条太郎による張作霖との直接交渉による「満蒙鉄道問題」の解決に期待をかけていた。五月十五日には山本社長は北京において、吉会・長大兩鐵道の建設請負契約に成功していた。田中首相は昭和二年六月下旬より七月上旬にかけて行われた東方会議以来、この「満蒙鉄道問題」の解決を突破口として、いわゆる「満蒙問題」の一括解決を計ろうとしていたのである。

さて、ここで注目すべき点は、張作霖の下野強要問題である。東方会議前後より、関東軍は張作霖の排日的傾向に憤慨し、失脚の機会をうかがっており、張排斥の意見を陸軍中央部に上申していたが、陸軍中央部ではむしろ宇垣一成陸相以来の伝統的援張策をとっており、白川陸相もその線に沿っていたわけであるが「五・一八覚書」交付の頃に至り、陸軍中央の首脳部も張作霖の下野を強要する方向に変化し、むしろ積極的

にその計画を推進させる態度をとったという事実であつて、閣議で否決されたとはいへ、張作霖の下野強要問題がまさに重要国策決定の場⁽⁵³⁾にまで提議され審議されたことである。つまり政府の国策決定とまではいかなかったものの、対張方針において関東軍と陸軍中央部の態度が完全に符合したということは、きわめて重要なことである。村岡長太郎関東軍司令官は、「閣議決定ノ満州地方ノ治安維持ニ関スル措置案ノ内容略々軍ノ意見具申ト同様ナル以上錦州出動ヲ実行セントスルハ固ヨリ当然ノコトナリ」と判断し、満州全域の出動を狙つて軍の主力を速やかに奉天に集中し、錦州出撃の計画に備えた。村岡関東軍司令官の錦州出動の決心及びその実行着手については、十八日の午後十一時四十分着電によつて陸軍中央部に報告されたが、陸軍中央部は、「満州地方ノ治安維持ニ関スル措置案」に基づき、村岡関東軍司令官に鉄道附属地外出動の新任務を付与する必要があることを認めていたものの、田中首相、岡田海相らの反対にあい、「政戦両略ニ一致セシムルコトハ極メテ機微ナル問題」があるとして、関東軍の錦州出動の奉勅命令を得るには到らなかった。

おわりに

関東軍は在留邦人の保護を理由に、日本軍による満州全域の治安維持を主張し、また、それを遂行するためとして鉄道附属地外へ軍隊を進攻

させることの「新任務」の権限を得ようとした。そして、陸軍中央部は関東軍を全面的に支援するとともに、さらに政府がこれまでの張作霖を相手とした「満蒙問題」解決交渉の失敗を批判し、反日的張作霖を排斥して、これに代わる東三省実権者との間で、「満蒙問題」を一括解決することを合せて主張した。張作霖個人の権力に見切りをつけた関東軍、これを支持した陸軍中央部は、真っ向から政府の援張策と対立したのである。

国民革命軍の北伐という混乱に際して、田中内閣は従来より行われてきた個々の権益侵害問題に関する在留邦人の保護に加えて、生命財産の保護という、より重大な局面の打開にせまられたが、田中はそれを「満蒙分離政策」、張作霖擁立による「保境安民」という満州の治安維持策を以て対処しようとした。しかし、陸軍は在留邦人の現地保護を目的として断行された山東出兵を機に、満州全域の治安維持を大義名分として、日本陸軍の武力による満州支配に一步踏み出そうとしたのである。

註

- (1) 栗原廣太『伯爵伊東巳代治』上巻五二六―五二七頁
- (2) 昭和二年一月十六日立憲政友会定時大会及び同年四月十六日政友会臨時大会における田中義一総裁の演説(『政友』第三一二号五頁、同第三一五号三二頁)
- (3) 本稿の問題設定に関連する先行論文としては、古屋哲夫「満州事変にいたる侵略勢力の形成過程」(井上清・衛藤藩吉編『日中戦争と日中関係』所収)がある。
- (4) 高倉徹一編『田中義一伝』下巻六二―一頁

- (5) 英修道『中華民国に於ける列国の条約権益』の「第八章 外交租界」及び「第十一章 軍事権益」を参照。
- (6)(7)(8) 外務省編『日本外交文書』昭和期I第一部第一卷六七七―六七九頁
- (9) 亜細亜局第一課「昭和二年十二月 最近支那關係諸問題摘要(第五十四議會用)」第二卷(政治・軍事・山東・武器關係事項)二六一頁(外務省外交史料館所蔵)
- (10)(11) 高倉徹一編『田中義一伝』下巻六二〇―六二二頁
- (12) 外務省編『日本外交文書』昭和期I第一部第一卷六八四―六八五頁
- (13) 外務省記録「支那内乱關係一件 国民軍ノ北伐關係 帝國ノ出兵撤兵關係 第一次山東出兵」(外務省外交史料館所蔵)
- (14)(15)(16) 外務省編『日本外交文書』昭和期I第一部第一卷六九〇―六九二頁
- (17) 亜細亜局第一課「昭和二年十二月 最近支那關係諸問題摘要(第五十四議會用)」第二卷(政治・軍事・山東・武器關係事項)二七六頁(外務省外交史料館所蔵)
- (18) 外務省編『日本外交文書』昭和期I第一部第一卷六九八―六九九頁
- (19) 外務省記録「支那内乱關係一件 国民軍ノ北伐關係 在留民ノ保護引揚避難及被害關係」(外務省外交史料館所蔵)
- (20)(21)(22) 外務省編『日本外交文書』昭和期I第一部第一卷七三五―七三八頁
- (23) 馬場明「第一次山東出兵と田中外交」『アジア研究』第一〇卷第三号)五七頁
- (24)(25)(26) 參謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』四一―四二頁
- (27)(28) 旧陸軍省記録「昭和三年 陸支密大日記」第六冊(防衛研究所圖書館所蔵)
- (29) 「荒木貞夫關係文書」(昭和三年四月二十七日調製 混成第十一旅団警備計画歩兵第十一旅団司令部)(国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- (30) 旧陸軍省記録「昭和三年 陸支密大日記」第七冊(防衛研究所圖書館所蔵)
- (31) 邵建国「濟南事件の再検討」『九州史学』第九三号)
- (32) 參謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』八九―九〇頁
- (33)(34)(35) 「福田彦助關係文書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- (36) 林久治郎「滿州事変と奉天總領事」一〇頁
- (37) 旧陸軍省記録「昭和三年 陸支密大日記」第五冊(防衛研究所圖書館所蔵)
- (38)(39) 亜細亜局第一課「昭和三年十二月 最近支那關係諸問題摘要(第五十六議會用)」第二卷ノ一(山東出兵及濟南事件)五八頁
- (40) 「福田彦助關係文書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- (41) 亜細亜局第一課「昭和三年十二月 最近支那關係諸問題摘要(第五十六議會用)」第二卷ノ一(山東出兵及濟南事件)五八頁
- (42) 「福田彦助關係文書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- (43) 旧陸軍省記録「昭和三年 陸支密大日記」第五冊(防衛研究所圖書館所蔵)
- (44) 白井勝美「泥沼戦争への道標―濟南事件―」『朝日ジャーナル』一九六五年一月三十一日号)
- (45) 參謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』一一七―一一八頁
- (46)(47) 外務省編『日本外交文書』昭和期I第一部第二卷七五頁、八四―八五頁
- (48) 參謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』一一〇頁
- (49) 岡田貞寬編『岡田啓介回顧録』三五頁
- (50)(51) 外務省編『日本外交文書』昭和期I第一部第二卷八五―八七頁、七五―七六頁
- (52) 有田八郎『馬鹿八と人はい』四六頁
- (53)(54) 參謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』一一七―一二二、六二〇頁